

基本目標Ⅰ 親と子の健康づくりの推進

(1) 安心安全な妊娠・出産への保健対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	開始年度	現状	課題	今後	担当課 評価	
新規 1	骨髄移植等による定期接種ワクチン再接種費用の一部を助成する事業	骨髄移植などの医療行為により、「移植前に受けた定期予防接種の効果が期待できないため再接種が必要」と医師に診断され、予防接種の再接種を希望する方は、事前に申請することで予防接種費用の助成を受けることができます。	健康課	令和元年10月より開始	1件		特になし	今後も必要な方に対し助成できるよう継続していく。	B

基本目標Ⅱ 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進								
(1) 運動習慣の確立と実践								
No.	事業名	事業内容	担当課	開始年度	現状	課題	今後	担当課評価
新規 1	ヘルスアップ事業 「健康ポイント事業」	楽しみながら「いつのまにか健康(になる。)」を自らが実践し、健康寿命の延伸を目指すことを目的とする事業。 誰もが気軽に健康づくりに取り組めるようなきっかけとして、新たな「ウォーキングマップ」の作成並びに「健康ポイント」を導入し、他者との交流や身体活動量が増加することをめざす。	健康課	令和元年度	実施期間：令和元年9月13日～令和2年2月28日 対象者：20歳以上の市民 定員：200名 参加者数：174名	・健康への関心が高い層の参加が多かった。 ・参加者層が60・70歳代が主であった。 ・参加期間中の目標達成へ向けた取組の継続を促す仕組みの構築が必要。	・健康無関心層へのアプローチが必要。 ・若年層の参加を促進する仕掛けが必要。 ・参加者数の拡大をめざす。	B
新規 2	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	令和元年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正が交付された。 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容が明示され、市町村において、介護保険の地域支援事業を国民健康保険の保健事業と一体的に実施することとなった。 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の仕組みを構築するために、令和元年10月より庁内関係課(保険課・地域福祉課・高齢介護課・健康課)で「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に向けた推進連絡会」(以降「推進連絡会」とする。)を開催し、事業の具体化をめざす。	保険課 地域福祉課 高齢介護課 健康課	令和元年度	開催回数：令和元年度5回、令和2年度8月までに4回実施 会議内容： ①制度の主旨の共有、各課の現状と課題の共有 ②担当課長会議(県主催)の報告と共有、課題の可視化(課題シートの作成) ③一体的実施に向けた業務分担 ④後期高齢者医療健康診査のフロー、スケジュールの共有、WG(質問票の様式作成、データ分析)の組織化 ⑤後期高齢者の質問票(案)と運用方法の共有 ⑥令和3年度の予算、個人情報取り扱いの届出の共有 ⑦後期高齢者の質問票の運用に係る地域包括支援センターとの連携について協議・共有 ⑧兵庫県後期高齢者医療広域連合のヒアリング(10月13日予定)に向けた資料作成の役割分担と共有、WG(データ分析、通いの場の課題整理、人員体制検討)組織化 ⑨各WGからの進捗報告・共有	・令和2年度から後期高齢者医療健康診査時に「質問票(フレイルなど高齢者の特性を踏まえ健康状態を総合的に把握することを目的とした15項目)」の運用を開始しているが、より適切に必要な支援先等へつながらよう運用方法を充実させていくことが必要。 ・令和3年度から開始予定の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業について、より具体化していくことが必要。	・推進連絡会の中で実施した地域の健康課題の整理と分析による傾向を踏まえ、後期高齢者医療健康診査の場における事後指導の仕組みを構築する。 ・推進連絡会において、地域の通い場を中心とした介護予防・フレイル対策(運動・口腔・栄養等)や生活習慣病の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する本市の仕組みを構築していく。	A

(4) 歯及び口腔の健康づくり								
No.	事業名	事業内容	担当課	開始年度	現状	課題	今後	担当課評価
新規 1	ヘルスアップ事業 「健康ポイント事業」 (再掲)	楽しみながら「いつのまにか健康(になる。)」を自らが実践し、健康寿命の延伸を目指すことを目的とする事業。 誰もが気軽に健康づくりに取り組めるようなきっかけとして、新たな「ウォーキングマップ」の作成並びに「健康ポイント」を導入し、他者との交流や身体活動量が増加することをめざす。	健康課	令和元年度	実施期間：令和元年9月13日～令和2年2月28日 対象者：20歳以上の市民 定員：200名 参加者数：174名	・健康への関心が高い層の参加が多かった。 ・参加者層が60・70歳代が主であった。 ・参加期間中の目標達成へ向けた取組の継続を促す仕組みの構築が必要。	・健康無関心層へのアプローチが必要。 ・若年層の参加を促進する仕掛けが必要。 ・参加者数の拡大をめざす。	B
新規 2	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (再掲)	令和元年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正が交付された。 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容が明示され、市町村において、介護保険の地域支援事業を国民健康保険の保健事業と一体的に実施することとなった。 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の仕組みを構築するために、令和元年10月より庁内関係課(保険課・地域福祉課・高齢介護課・健康課)で「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に向けた推進連絡会」(以降「推進連絡会」とする。)を開催し、事業の具体化をめざす。	保険課 地域福祉課 高齢介護課 健康課	令和元年度	開催回数：令和元年度5回、令和2年度8月までに4回実施 会議内容： ①制度の主旨の共有、各課の現状と課題の共有 ②担当課長会議(県主催)の報告と共有、課題の可視化(課題シートの作成) ③一体的実施に向けた業務分担 ④後期高齢者医療健康診査のフロー、スケジュールの共有、WG(質問票の様式作成、データ分析)の組織化 ⑤後期高齢者の質問票(案)と運用方法の共有 ⑥令和3年度の予算、個人情報取り扱いの届出の共有 ⑦後期高齢者の質問票の運用に係る地域包括支援センターとの連携について協議・共有 ⑧兵庫県後期高齢者医療広域連合のヒアリング(10月13日予定)に向けた資料作成の役割分担と共有、WG(データ分析、通いの場の課題整理、人員体制検討)組織化 ⑨各WGからの進捗報告・共有	・令和2年度から後期高齢者医療健康診査時に「質問票(フレイルなど高齢者の特性を踏まえ健康状態を総合的に把握することを目的とした15項目)」の運用を開始しているが、より適切に必要な支援先等へつながるよう運用方法を充実させていくことが必要。 ・令和3年度から開始予定の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業について、より具体化していくことが必要。	・推進連絡会の中で実施した地域の健康課題の整理と分析による傾向を踏まえ、後期高齢者医療健康診査の場における事後指導の仕組みを構築する。 ・推進連絡会において、地域の通い場を中心とした介護予防・フレイル対策(運動・口腔・栄養等)や生活習慣病の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する本市の仕組みを構築していく。	A

基本目標Ⅲ 主体的な健康管理の推進								
(1) 生活習慣病予防等の対策と健康寿命延伸の取り組み								
No.	事業名	事業内容	担当課	開始年度	現状	課題	今後	担当課評価
新規 1	ヘルスアップ事業 「健康ポイント事業」 (再掲)	楽しみながら「いつのまにか健康(になる。)」を自らが実践し、健康寿命の延伸を目指すことを目的とする事業。 誰もが気軽に健康づくりに取り組めるようなきっかけとして、新たな「ウォーキングマップ」の作成並びに「健康ポイント」を導入し、他者との交流や身体活動量が増加することをめざす。	健康課	令和元年度	実施期間：令和元年9月13日～令和2年2月28日 対象者：20歳以上の市民 定員：200名 参加者数：174名	・健康への関心が高い層の参加が多かった。 ・参加者層が60・70歳代が主であった。 ・参加期間中の目標達成へ向けた取組の継続を促す仕組みの構築が必要。	・健康無関心層へのアプローチが必要。 ・若年層の参加を促進する仕掛けが必要。 ・参加者数の拡大をめざす。	B
新規 2	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (再掲)	令和元年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正が交付された。 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容が明示され、市町村において、介護保険の地域支援事業を国民健康保険の保健事業と一体的に実施することとなった。 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の仕組みを構築するために、令和元年10月より庁内関係課(保険課・地域福祉課・高齢介護課・健康課)で「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に向けた推進連絡会」(以降「推進連絡会」とする。)を開催し、事業の具体化をめざす。	保険課 地域福祉課 高齢介護課 健康課	令和元年度	開催回数：令和元年度5回、令和2年度8月までに4回実施 会議内容： ①制度の主旨の共有、各課の現状と課題の共有 ②担当課長会議(県主催)の報告と共有、課題の可視化(課題シートの作成) ③一体的実施に向けた業務分担 ④後期高齢者医療健康診査のフロー、スケジュールの共有、WG(質問票の様式作成、データ分析)の組織化 ⑤後期高齢者の質問票(案)と運用方法の共有 ⑥令和3年度の予算、個人情報取り扱いの届出の共有 ⑦後期高齢者の質問票の運用に係る地域包括支援センターとの連携について協議・共有 ⑧兵庫県後期高齢者医療広域連合のヒアリング(10月13日予定)に向けた資料作成の役割分担と共有、WG(データ分析、通いの場の課題整理、人員体制検討)組織化 ⑨各WGからの進捗報告・共有	・令和2年度から後期高齢者医療健康診査時に「質問票(フレイルなど高齢者の特性を踏まえ健康状態を総合的に把握することを目的とした15項目)」の運用を開始しているが、より適切に必要な支援先等へつながるよう運用方法を充実させていくことが必要。 ・令和3年度から開始予定の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業について、より具体化していくことが必要。	・推進連絡会の中で実施した地域の健康課題の整理と分析による傾向を踏まえ、後期高齢者医療健康診査の場における事後指導の仕組みを構築する。 ・推進連絡会において、地域の通い場を中心とした介護予防・フレイル対策(運動・口腔・栄養等)や生活習慣病の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する本市の仕組みを構築していく。	A

基本目標Ⅳ 健全な食生活の推進								
(1) 健康を維持する食習慣の確立と実践								
No.	事業名	事業内容	担当課	開始年度	現状	課題	今後	担当課評価
新規 1	ヘルスアップ事業 「健康ポイント事業」 (再掲)	楽しみながら「いつのまにか健康(になる。)」を自らが実践し、健康寿命の延伸を目指すことを目的とする事業。 誰もが気軽に健康づくりに取り組めるようなきっかけとして、新たな「ウォーキングマップ」の作成並びに「健康ポイント」を導入し、他者との交流や身体活動量が増加することをめざす。	健康課	令和元年度	実施期間：令和元年9月13日～令和2年2月28日 対象者：20歳以上の市民 定員：200名 参加者数：174名	・健康への関心が高い層の参加が多かった。 ・参加者層が60・70歳代が主であった。 ・参加期間中の目標達成へ向けた取組の継続を促す仕組みの構築が必要。	・健康無関心層へのアプローチが必要。 ・若年層の参加を促進する仕掛けが必要。 ・参加者数の拡大をめざす。	B
新規 2	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (再掲)	令和元年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正が交付された。 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容が明示され、市町村において、介護保険の地域支援事業を国民健康保険の保健事業と一体的に実施することとなった。 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の仕組みを構築するために、令和元年10月より庁内関係課(保険課・地域福祉課・高齢介護課・健康課)で「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に向けた推進連絡会」(以降「推進連絡会」とする。)を開催し、事業の具体化をめざす。	保険課 地域福祉課 高齢介護課 健康課	令和元年度	開催回数：令和元年度5回、令和2年度8月までに4回実施 会議内容： ①制度の主旨の共有、各課の現状と課題の共有 ②担当課長会議(県主催)の報告と共有、課題の可視化(課題シートの作成) ③一体的実施に向けた業務分担 ④後期高齢者医療健康診査のフロー、スケジュールの共有、WG(質問票の様式作成、データ分析)の組織化 ⑤後期高齢者の質問票(案)と運用方法の共有 ⑥令和3年度の予算、個人情報取り扱いの届出の共有 ⑦後期高齢者の質問票の運用に係る地域包括支援センターとの連携について協議・共有 ⑧兵庫県後期高齢者医療広域連合のヒアリング(10月13日予定)に向けた資料作成の役割分担と共有、WG(データ分析、通いの場の課題整理、人員体制検討)組織化 ⑨各WGからの進捗報告・共有	・令和2年度から後期高齢者医療健康診査時に「質問票(フレイルなど高齢者の特性を踏まえ健康状態を総合的に把握することを目的とした15項目)」の運用を開始しているが、より適切に必要な支援先等へつながるよう運用方法を充実させていくことが必要。 ・令和3年度から開始予定の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業について、より具体化していくことが必要。	・推進連絡会の中で実施した地域の健康課題の整理と分析による傾向を踏まえ、後期高齢者医療健康診査の場における事後指導の仕組みを構築する。 ・推進連絡会において、地域の通い場を中心とした介護予防・フレイル対策(運動・口腔・栄養等)や生活習慣病の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する本市の仕組みを構築していく。	A